

分譲会

●日時：令和4年8月4日(木) 抽選：午後1時30分から
●場所：安城市役所 本庁舎3階 大会議室 入札：午後2時から

申し込み

●日時：令和4年7月19日(火)～7月28日(木) 午前9時～午後5時 ※土・日・祝を除く
●場所：安城市役所 北庁舎4階 区画整理課

分譲方法	抽選分譲	入札分譲	先着分譲
分譲方法	●公示した分譲価格で希望者に分譲します。 ●希望者が複数の場合は、公開抽選会で当選者を決定します。 ●当選した保留地の転売、譲渡又は分譲はできません。 注意事項 抽選当日は、抽選参加券を持参のうえ出席してください。欠席された場合は、立会人の指名した人が抽選を行いますので、欠席を理由に異議を申し立てることはできません。	●入札者のうち最低入札価格以上の最高金額で入札した者に分譲します。 ●申込者が1人の場合でも入札は行います。 ●物件は、購入後の転売・分譲が可能です。 ●事前に施行者の承認が必要です。 注意事項 入札当日は、入札参加券、入札書(様式有)を持参のうえ出席してください。代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。	●抽選分譲、入札分譲で申し込みのなかった区画が先着分譲となります。 ●申し込みの際には、申し込み状況を区画整理課まで事前にご確認ください。
提出書類等	①抽選参加申込書 ②本籍地の市区町村長発行の身分証明書(個人の場合のみ) ※運転免許証などの身分証明書ではありません。 ※時間に余裕を持って取得してください。 ③世帯全員の住民票(個人の場合のみ) ※マイナンバーの記載は必要ありません。 ④抽選参加保証金20万円(当選した場合、抽選参加保証金は契約締結時の契約保証金に充当します。当選者以外の申込者には、後日口座振込によりお返しします。) 注意事項 申し込み期限の令和4年7月28日(木)午後5時の時点で提出書類等に不備がある場合は、申し込みをお受けできません。	①入札参加申込書 ④登記事項証明書(法人の場合のみ) ⑤申込用委任状(代理人が申し込みに来庁する場合のみ) ⑥請求書(当選者以外に対する保証金20万円還付用) ⑦請求書用委任状(共有の場合) ⑧入札保証金20万円(落札した場合、入札保証金は契約締結時の契約保証金に充当します。落札者以外の申込者には、後日口座振込によりお返しします。) 注意事項 ⑥⑦の書類は不要です。	①保留地買受申込書 ⑧申込保証金20万円(契約締結時の契約保証金に充当します。) 注意事項 ⑥⑦の書類は不要です。
申込資格	自己の居住する建物又は自ら使用する店舗等の建物を5年以内に建築する人 次の人は申し込みできません。 ①未成年者(親権者の同意のある者を除く。) ②成年被後見人及び被保佐人 ③破産者で復権を得ない人 ④暴力団員、暴力団関係者、暴力団員又は暴力団関係者が役員となっている法人・団体 ⑤抽選に参加しようとする人を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げたと認められる人 ⑥保留地を営利の目的として売買の用に供する人 注意事項 申込者以外の方が、保留地売買契約者となることはできません。共有名義で保留地を買い受けされる人は、連名で申し込みください。 注意事項 抽選の参加申し込みは、1世帯又は1法人を単位とします。同一世帯の複数申し込みはできません。共有名義での申し込みの場合は、世帯を別としていても1世帯とみなします。	自己の居住する建物又は自ら使用する店舗等の建物を5年以内に建築する人 次の人は申し込みできません。 ①未成年者(親権者の同意のある者を除く。) ②成年被後見人及び被保佐人 ③破産者で復権を得ない人 ④暴力団員、暴力団関係者、暴力団員又は暴力団関係者が役員となっている法人・団体 ⑤抽選に参加しようとする人を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げたと認められる人 ⑥保留地を営利の目的として売買の用に供する人 注意事項 申込者以外の方が、保留地売買契約者となることはできません。共有名義で保留地を買い受けされる人は、連名で申し込みください。 注意事項 抽選の参加申し込みは、1世帯又は1法人を単位とします。同一世帯の複数申し込みはできません。共有名義での申し込みの場合は、世帯を別としていても1世帯とみなします。	自己の居住する建物又は自ら使用する店舗等の建物を5年以内に建築する人 次の人は申し込みできません。 ①未成年者(親権者の同意のある者を除く。) ②成年被後見人及び被保佐人 ③破産者で復権を得ない人 ④暴力団員、暴力団関係者、暴力団員又は暴力団関係者が役員となっている法人・団体 ⑤抽選に参加しようとする人を妨害し、又は抽選の公正な執行を妨げたと認められる人 ⑥保留地を営利の目的として売買の用に供する人 注意事項 申込者以外の方が、保留地売買契約者となることはできません。共有名義で保留地を買い受けされる人は、連名で申し込みください。 注意事項 抽選の参加申し込みは、1世帯又は1法人を単位とします。同一世帯の複数申し込みはできません。共有名義での申し込みの場合は、世帯を別としていても1世帯とみなします。
売却決定日	分譲会当日	分譲会当日	保留地買受申込書提出後
契約	●期 限 売却決定日から10日以内に契約を締結していただきます。 ●契約保証金 契約締結時に分譲価格の10%以上をお支払いいただきます。 ●売買代金 契約締結後60日以内に残金をお支払いいただきます。	●期 限 売却決定日から10日以内に契約を締結していただきます。 ●契約保証金 契約締結時に分譲価格の10%以上をお支払いいただきます。 ●売買代金 契約締結後60日以内に残金をお支払いいただきます。	●期 限 売却決定日から10日以内に契約を締結していただきます。 ●契約保証金 契約締結時に分譲価格の10%以上をお支払いいただきます。 ●売買代金 契約締結後60日以内に残金をお支払いいただきます。
保留地購入資金について	●金融機関からの借入金を購入資金に充てる人は、申し込み段階から下記金融機関の融資担当者と相談のうえ、お申し込みください。融資の都合で保留地の買い受けを辞退されても、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。 (取扱金融機関) あいち中央農業協同組合、愛知県中央信用組合、大垣共立銀行、碧海信用金庫、東海労働金庫、岡崎信用金庫、百五銀行、豊田信用金庫、西尾信用金庫 なお、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関(上記以外の金融機関も含む)より債務の譲受けをした場合も対象となります。(フラット35)	●金融機関からの借入金を購入資金に充てる人は、申し込み段階から下記金融機関の融資担当者と相談のうえ、お申し込みください。融資の都合で保留地の買い受けを辞退されても、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。 (取扱金融機関) あいち中央農業協同組合、愛知県中央信用組合、大垣共立銀行、碧海信用金庫、東海労働金庫、岡崎信用金庫、百五銀行、豊田信用金庫、西尾信用金庫 なお、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関(上記以外の金融機関も含む)より債務の譲受けをした場合も対象となります。(フラット35)	●金融機関からの借入金を購入資金に充てる人は、申し込み段階から下記金融機関の融資担当者と相談のうえ、お申し込みください。融資の都合で保留地の買い受けを辞退されても、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。 (取扱金融機関) あいち中央農業協同組合、愛知県中央信用組合、大垣共立銀行、碧海信用金庫、東海労働金庫、岡崎信用金庫、百五銀行、豊田信用金庫、西尾信用金庫 なお、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関(上記以外の金融機関も含む)より債務の譲受けをした場合も対象となります。(フラット35)
その他	●保留地は、安城市が売主となるため、購入における仲介手数料は必要ありません。 ●保留地は、造成の際に使用する土の性質(改良土など)により、締め固まっている場合があります。必ずご確認ください。 ●土地の引渡しは、売買代金完納後とし、現状のままでの引渡しを条件に分譲します。建物等を建築する際の地盤調査や地盤改良などは、必要に応じて買受人のご負担で行ってください。 ●契約締結後の公租公課(印紙税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税、登録免許税)、下水道事業受益者負担金は買受人のご負担になります。 ●所有権移転登記の申請は、換地処分後に安城市が行いますが、その費用は買受人のご負担になります。 ●買受人が、保留地処分規則及び契約条項に違反したときは、契約を解除する場合があります。このときは、安城市がやむを得ない理由があると認める場合を除き、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。	●保留地は、安城市が売主となるため、購入における仲介手数料は必要ありません。 ●保留地は、造成の際に使用する土の性質(改良土など)により、締め固まっている場合があります。必ずご確認ください。 ●土地の引渡しは、売買代金完納後とし、現状のままでの引渡しを条件に分譲します。建物等を建築する際の地盤調査や地盤改良などは、必要に応じて買受人のご負担で行ってください。 ●契約締結後の公租公課(印紙税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税、登録免許税)、下水道事業受益者負担金は買受人のご負担になります。 ●所有権移転登記の申請は、換地処分後に安城市が行いますが、その費用は買受人のご負担になります。 ●買受人が、保留地処分規則及び契約条項に違反したときは、契約を解除する場合があります。このときは、安城市がやむを得ない理由があると認める場合を除き、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。	●保留地は、安城市が売主となるため、購入における仲介手数料は必要ありません。 ●保留地は、造成の際に使用する土の性質(改良土など)により、締め固まっている場合があります。必ずご確認ください。 ●土地の引渡しは、売買代金完納後とし、現状のままでの引渡しを条件に分譲します。建物等を建築する際の地盤調査や地盤改良などは、必要に応じて買受人のご負担で行ってください。 ●契約締結後の公租公課(印紙税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税、登録免許税)、下水道事業受益者負担金は買受人のご負担になります。 ●所有権移転登記の申請は、換地処分後に安城市が行いますが、その費用は買受人のご負担になります。 ●買受人が、保留地処分規則及び契約条項に違反したときは、契約を解除する場合があります。このときは、安城市がやむを得ない理由があると認める場合を除き、抽選参加保証金、入札保証金、申込保証金及び契約保証金はお返しできません。

問い合わせ先 安城市役所区画整理課

<http://www.city.anjo.aichi.jp/>

愛知県安城市桜町18番23号 ☎(0566)76-1111(代表) ☎(0566)71-2246(直通) ☎(0566)71-2261(直通)

第29回

安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業

保留地宅地分譲ご案内

～桜井地区の土地を分譲します～



「幸せつながら
健幸都市 安城」へ
ようこそ



① アンフォーレ
図書情報館、ホール、イベントなどが行える幅広い広場や商業施設などがある複合施設です。



② 堀内公園
観覧車、メリーゴーランド、ふわふわドームなど家族みんなで遊べます。



③ デンパーク
デンマーク風車や木製大型遊具、花の大温室フロアラルプレイスなど、1日ゆっくり過ごせます。



④ マーメイドパレス
一年中遊べる温水プールです。ウォーターライダーもあります。



保留地分譲の特徴



- ① 仲介手数料がかかりません。
- ② 所有権移転登記申請は換地処分後、市が行います※令和6年度中(予定)

交通案内図



※交通不便時は特急特等を利用した場合、乗換・待ち時間を含んでいません。